昭和四年四月十五日第三種郵便物認可與過火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

◇監査公告 祉事務所」の定期監査の結果公表昭和三十二年度に係る「東、中、西部福

E

監 查 公

鳥取県監査公告第二百十号

にかかる「東、中、西部福祉事務所」の定期監査を執行 地方自治法第百九十九条の規定に基き、 昭和三十二年度

したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十月三日

口

同

鳥取県監査委員

千代西尾 原

泰

治 利 章

郎治

東部福祉事務所 中部福祉事務所 西部福祉事務所

[ii]

監

查 箇

所

昭和三十三年七月 執行 年月

七月 十六日 二目

七月二十四日

図つてきたものと認めた。 たのであるが、その結果各所とも概ね円滑に執行運営を 各福祉事務所に対する昭和三十二年度定期監査を執行し 事

また、保護の適正執行に伴う事務的処理並びに関係諸団 人員が不足し運営上のあいろとなつている。 しかしながら業務内容が復雑多岐であるのに依然として

護の効率的執行に一層の努力が望まれる。 体及び各種委員との連けい等についても更に改善推進す べきものが認められるので、早急に適切な措置を講じ保

次に各所共通的事項は概ね次のとおりである。

各所別職員の配置状況は次表のとおりで社会福祉主 の担当している保護ケー スは大体に均衡がとられて

H 東

部 部 分

(要注

意

三 (要注意一)

X

所

長

業務運営上少なからぬ支障を来している現状である。 更には職員で健康上勤務制限をうけているものが多く て検討の要が認められる。 管内の立地条件を勘案した職員の合理的再配置につ が、 被保護者の所在地が遠隔 へ、き、 地に比較的多く、 7

いる

善処の要がある。 伴う場合も予想されるので、これら担当職員の身分保 障並びに格付措置等待遇改善につき県当局は更に考究 しており実施上種々困難なものが多くなかには危険が

また、

保護決定に要する調査事務はその内容が復雑化

配 置 状 況

乓

の

者福体 福 社 湾 害 三一現在

相母 談員子

===

員

長

三(要注意二)

社会福祉主事

二〇(要注意二)

一三(要注意一)

一三(要注意二)

九 (要注

(使休 意職 意

三七 二九

増員され

た

保護措置に適正を欠ぐものがあつたので、 調査等適確なる業務計画を樹立し事務の早期処理を図 られ、特に新規申請のもので調査決定が著るしく遅れ なり或は、 るとともに適用後における自立指導についても充分配 長期間訪問していないものも相当に見受け とれが訪問

減少し、

注

東部福祉事務所は七月

日

の異動により社会福祉主事一名が減員となり主事一名が

各所保護適用状況は次表のとおりで世帯件数は逐年

保護費においても算定基準の改定があつたに

もかかわらず本年度は減少している。

保護決定に当つ

ては各所とも訪問調査の励行に努め慎重を期している

人員及び経費の不足で毎月訪問すべき計画が隔月と

慮し、 保護の適正執行に 一層努力をされた

15

各所が取扱つた生活保護法による保護状況調

(年間における月平均によるもの

(単位千円

	按 深	按 保 進	保護	費			扶	<i>D</i> (助	别	状	況	100		
年 度 別	1	1			延人員	生出	力	亡	力	枚 等夫	助	医療夫	分 力 一	その	曲
E	世特数	人員效	í	一人当り		" 生活抄 助	り民	付气も	が民	奉育も	II,		H		1
	洋	· 数	総額	金額		金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
二十年度	一	では三	八、六四七	一五五五		1二、0二八 三、八二五 五、五九八	五、五六	二四七	<u> </u>	贸	1、公六	三、八四二	九九二	豊	연 九
三十一年度	三三	五、八七四	九、六〇九	一、弄头	二、	=	五二三	4011	三二	四九	大芸芸	至一至八	九七四	圭	六五
三十二年度	一、八公	五、一六九	九三三	て芸丸	八九三〇	三	四、七六五	25.	1,50	큿	一、至六	四、九〇二	· 六	畫	大七

違約金の徴収については、 事後指導に万全を期する要があ 資金の効率的運用を阻害している実状に に推進しているが、事後指導に徹底を欠ぐ面が見受け 止しているもの等がありひいては償還計画に影響し 母子福祉資金の貸付に対する事前指導は比較的適切 資金の目的外使用に対する一時償還請求並びに 殊に、貨付金目的外使用或は事業不振で中廃 放置の現状にあるが県当局 つき、 (れ 7

> 几 Ŧi. 達していないもの、措置費徴収に更に指導を要するも ため未再開となつている市町村が 努力した結果、漸次再開されて来たが、 のが多いので計画的推進に一層の努力を望む。 ついては努力されているが、 国民健康保険実施促進については三ケ年計画に基き 児童福祉施設の整備充実並びに運営合理化の指導に なお、施設内容が基準に あるので更に啓蒙指 諸種の事情の

実施市 町村に対する保険財政の健全化並びに給付内容

は検討善処され

導に努め早期全県実施の成果を期されたい

所

别

弁一

僧 偿 会

金計

償

還

愈

雑

部

二二十二

置、玄宝

丰

0

间

上につ

7

ては、

年次計画を策定し強力に指導推進

01047 鳥 金曜日 七 されたい。 団体の専任職員の設置、経費の充実等につき関係団体 社会福祉事業の徹底を期し難い実状にあるのでこれら ているが実質的に活動し得るものは少く末端に 事 町村社会福祉協議会の組織は一応形は整備されて来 務

年配慮がなされているが配分額が少い(地区担当者で を指導し育成強化に努力されたい。 討し更に増額措置並びに予算配分について考究善処の 要がある に少なからぬ支障を来している。これらの実態を再検 一人一ヶ月平均二千円乃至二千五百円)ので業務運営 訪問調査等に要する活動経費(旅費)については逐

> 類の一括印刷等経費の効率的執行についても善処され また事務的経費についても不足が認められるので用紙

たい

なお、 要望する。 バイ)の整備が緊要と認められるので適切なる措置を 人員不足及び業務の特殊性から機動力 7 1

おける

なる収納計画を策定し早期整理に一層の努力が必要で 理に当つては各所とも努力しているが逐年増加の傾向 む。)等の各所別未収額は次表のとおりで、こ 事業に対する回収率が不振となつているので更に適確 にあり特に特別会計で運営している母子福祉資金貸付 本年度末における弁償金及び償還金(特別会計を含 れが整

金 及 び 償 還 金. 等 未 収 額 調

(三三、五、三一現在)

N. B. S.	九 九	入	
- The state of the		小	
	三六、八夫	計	
	大七0、五六三	償特 還会計	
		杂隹	
	至	收	
	望	ス	
-	=	小	
	一元二、高八	計	
	_	合	
	三二二八次	計	TOTAL PROPERTY.
9	1		

					助手を子と言う と頭である。	アンスですっと		て長ま見	È
二元元三	一、七五一、四九七	世年七、三九〇	九九四、一〇七	六八、八二四	四三八、八五四	む、八量	九二 二 三 五		計
七五三二	EOH, OMH	三、六三七	二十三、四八	三八 二宝	1181171188	四二、丸丸〇	杏 、	部	西
10±, 50	五四	E 000	五0、二 景	五八二	三三、六五二	0 111	一六、公宝〇	部	中

西部福祉事務所 監查委員 昭和三十三年七月二日監

查.

鳥 取 県 公 報(号外)第49号

正 治 郎

[ri]

境港の両市をはじめ中山町、 年度)以降に、 が最終年度に持越されたが、啓蒙指導になお一層努力境港の両市をはじめ中山町、大山町及び名和町の一部 り全域実施普及を目途に推進した結果第二年次(三二 国民健康保険再開促進については、三ケ年計画によ 黒坂町外五町の達成をみたが、 米子、

金曜日

付内容の向 険税賦課の合理化と、 し管内完全実施を期されたい。 実施市町村に対する、保険財政の健全化特に保 上等行政指導の徹底を望む。 収納率の向上に畄意 更に給

5

昭和33年10月3日

認等が遅れ勝となつていたので、 明書の交付手続或いは指示事項に対する措置状況の確 であるが、検査が年度後期に集中されているため、証 児童福祉施設の最低基準に対する合格率は、 合理的計画運営に配 五. 四 %

意の要がある。 営並びに事務処理の指導に徹底を期されたい なお施設団体に対して措置費の収入認定の適正化等運

と趣旨の普及に努めた結果前年度に比較し二三六増加 三、五、三一現在)で特に本年度は潜在該当者の発見 していたことは結構である。 管内における身体障害者手帳交付者は八九九 名 \cong

また。更生指導に当つては関係機関の協力を得て診査、 更生指導を二四ヶ所 (三七〇名) で実施し厚生援護の

報(号外)第49号

早期給付並びに潜在者の早期解消に一層の配慮を望 ていたが更に身障ケースの訪問調査の励行、補装具の た、台帳整備に努力し監査時において殆んどが完了し

一端として厚生援護施設入所あい

つせん者六名あり、

中部福祉事務所 昭和三十三年七月十六日監査

ſπ

事前指導並びに事務処理に関するもの。 貸付申請書受理簿を作成し、 処理の明確を期す

(-)

策定後地区別指導時に交付しているため本人受領

監査委員

原 正 治 利 雄郎

がある。 母子福祉資金貸付事業について次の点考究善処の要

までに相当時日が経過している。 県よりの決定通知書を手持保管し事前指導計画

> なお借用書は早期提出せしめ貸付金交付の失機防 に畄意のこと。

- 3 指導計画の日程、経費等の合理化を図ること。 事前指導に重点をおき好成績を収めているが
- (=)事後指導並びに事務処理に関するもの。 貸付金の使途及び事業現況の確認助言等事後指
- * 2 導の徹底を期し資金の効率化を図る要がある。 収入調書作成 (調定) の時期に不合理なものが
- るが倉吉市分が低調である。これらは貸付との関 郡部の償還状況は極めて良好 (100%) であ
- 国民健康保険財政運営の健全化並びに給付内容の 連性が見受けられるので関係機関との連絡調整に つき検討されたい。 白

また、 八橋、三十三年四月由良町が夫々再開し残るは只泊村 だけとなつたが強力に指導し早期全域完全実施を期さ 再開促進については十月に旧下郷、 上郷、 浦安

上について、なお指導の要がある。

れたい。

に一層配意の要がある。 営全般に改善を要すると認められるので、 外二ヶ所のみで他は全般的に施設内容、 するもの 管内の児童福祉施設三三ケ所のうち最低基準に適合 (総評点八○点以上)は羽合町立田後保育所 職員状況、運 これら指導

等があつたので処理の適正を期すべきである。 ているもの、 なお検査の結果による改善指示が遅延し、時期を失し 或いはこれに対する措置の未確認のも ŏ

努力されたい。 状況等は公的に記録整備するとともに保護指導に 業補導等に努力し効果を挙げているが指導並びに相談 で、これらに対する補装具の交付、更生医療相談、職 本年度未における身体障害者手帳交付者は八四一名 層

昭和33年10月3日 金曜日 鳥 取 県 公

また職業補導に当つては補導施設への入所あつせん職 に努力を望む。 業開拓に努めていたことは結構である。 更に指導援護

経理出納その他事務処理に当つては次の点畄意され

Ŧi.

た (1)

1 保護関係の事務処理は更に適切に記録整備するこ

東部福祉事務所 監查委員 昭和三十三年七月二十四日監査 本 治

原 鄎

支障を来している。 適切なる事後指導に 消意し資金の 外使用或は事業の廃止、中止が多く、 効率的運用を図る要がある。 いるが、貸付後における指導は充分とは認め難く目的 女子福祉資金の賃付状況は比較的早期に処理されて 償還計画推進に

また、償還金の徴収率は現年度分七四・九%、過年度 は二百四十四万余円で、その徴収率は六五 分四一• 力員との連け 特に鳥取市は低調である。 四%で調定額三百七十三万余円に対し収納額 いを密にし、一層努力の要がある。 相談指導に ついては、 回収に当つては償還協 三十三年度より 三%であ

() () ()

₹**)**,

三

配意されたい。 実施の予定である が、 総合企画のもとに効率的運営に

次向上 極めて良好であつたことは結構である。 確認のため特別指導監査を励行しており施設内容も逐 は五一・四三%で、満足すべきでないが他所に比較し ては一般監査、 児童福祉施設の整備充実並びに運営の合理化につい し最低基準に合格した施設十八に達し、 検査を全施設に実施し、更に指示事項 合格率

なお施設団体の運営内容の充実或は措置費徴収等につ

き一層強力に指導を望む。 国民健康保険の普及状況は県の三ヶ年計画に順応し、

にそれぞれ再開し管内全市町村の普及再建の達成をみ 佐治村は三二年十月一日に、 たことは結構である。 福部村は三三年四月一日

態はあくに努められるとともにこれが健全化につき

鳥取市等保険財政の赤字市町村に対する財政運用の実

層育成指導に配意されたい。 いる

が、

建物の

総合事務所の管理は当所長が当つて

発 行 日 火

金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

難が認められる実状であり、また、当所は地理的条件 更には防火設備が不完全であるため夜間管理に夫々困 究善処を望む。 めることが妥当な措置と考えられるので関係当局の考 からしてもむしろ本庁管理とし守衛の夜間管理をせし 一部が老朽化しているため管理費が嵩みこれが支弁に

Ŧî. 経理出納その他事務処理につき次の点畄意されたい。 被保護世帯に対する訪問調査並びに収入認定等の

調査記録は明確に整備しておくこと。

印発

行鳥 刷 鳥 所取言取 県 鳥 鳥 鳥取鳥取 市 市 取東 東 IJ 取

刷

所 県

県町 印